

正本

東京地裁昭和三〇年(ワ)第二九一四号

原告 下田 隆 一

外二名

被告 国

昭和三十六年九月二十六日

被告指定代理人

字 佐 美 初 男



南 昇



東京地方裁判所民事第二四部

御 中

証拠の申出書



裁判所



第一 書証について

乙第一号証（田畑茂二郎の鑑定書）

乙第二号証（高野雄一の鑑定書）

乙第三号証（判決書）

乙第四号証（判決書）

乙第五号証（高野雄一の鑑定書）

右各証により被告主張の事実を立証する。

第二 鑑定証人について

一 東京都杉並区阿佐ヶ谷一ノ八六七

高野雄一

二 京都市左京区北白川上終町五番地

田畑茂二郎

右高野証人により乙第五号証の成立及びその内容について、田



畑証人により乙第一号証の成立及びその内容について明らかにし、もつて被告主張の事実を立証する。

三 訊問事項

別紙のとおり。

第三 記録の取寄

一 記録の表示

原告片山和夫外四名、被告国間の広島地方裁判所呉支部昭和二八年(ワ)第一六八号損失補償請求事件一審記録中の鑑定人田畑茂二郎の鑑定書

二 記録の所在

広島高等裁判所



訊問事項

鑑定証人

高野雄

- 一 証人は乙第五号証を作成したか、その作成の経過はどうか。
- 一 乙第五号証の内容につき説明されたい。
- 一 国際法違反の戦争行為による被害国民の賠償請求権は講和条約（平和条約）によつて取極められるべきものかどうか。
- 一 講和条約で取り極められない場合になお個人に右賠償請求権が発生するかどうか。
- 一 右に関連する一切の事項



訊問事項

鑑定証人

田 畑 茂 三 郎

- 一 証人は乙第一号証を作成したか、その作成の経過はどうか。
- 一 乙第一号証の内容につき説明されたい。
- 一 国際法違反の戦争行為による被害国民の賠償請求権は講和条約（平和条約）によつて取極められるべきものかどうか。
- 一 講和条約で取り極められない場合になお個人に右賠償請求権が発生するかどうか。
- 一 右に関連する一切の事項